

檜葉町の

物価高対応子育て応援手当

のご案内

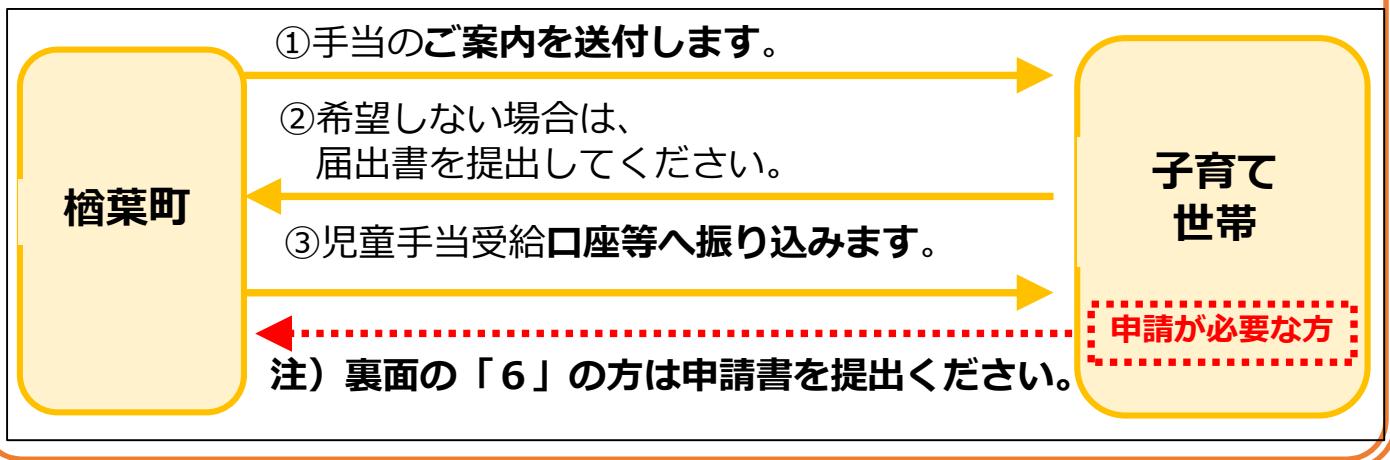
対象児童1人につき3万円を1回限りで支給します！



■はじめに・・申請は必要ですか 原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

また、希望しない方は、2月20日までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分以降の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

児童手当を受給している方。

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円+国の重点支援地方交付金1万円 計3万円
(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

檜葉町では3月中旬から順次支給を開始します。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。



裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座に振り込みます

（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、
令和8年2月20日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。



6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

①令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

②所属庁から児童手当を受給している公務員

公務員の方は所属庁にて手続きをご確認ください。

***申請用紙は、町のHPからダウンロードまたは、檜葉町こども課子育て支援係の窓口にあります。**

③10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者



7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（檜葉町役場）

檜葉町 こども課 子育て支援係

電話：0240-23-5515

（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに檜葉町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに檜葉町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。